

愛知県労災指定医協会会報

目次

●巻頭言	1
●第13回定時総会	2
●会務報告（庶務・事業報告）	3
●貸借対照表 / 財産目録 / 正味財産増減計算書	4
●令和6年度監査報告書	8
●令和7年度事業計画	9
●令和7年度収支予算書	10
●愛知県労災指定医協会役員名簿	12
●愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り	13
●ワンポイント労災診療	14

編集・発行

愛知県労災指定医協会

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル6階
TEL 052-263-0093
FAX 052-263-6775
<http://www.aichi-rousai.jp>

第127号

令和7年10月末日

巻頭言

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

副会長 伊藤 之一



令和6年度診療報酬改定において、医療DXの推進が制度的に明確化されたことは、我が国の医療提供体制における構造的変革の一端を示すものである。電子カルテの標準化、オンライン資格確認の義務化、さらにはAI技術の診療支援への導入等、医療のデジタル化は単なる業務効率化に留まらず、診療の質的向上を志向するものである。

労災医療の現場においても、これらの制度改定は看過し得ない影響を及ぼす。診療報酬の算定における電子的記録の整備は、審査の透明性と迅速性を高める一方、労災特有の診療報告様式や請求手続との整合性を確保する必要がある。特に、診療録の記載要件やレセプト電算処理との連携に関しては、現場における実務的対応力が問われる局面となっている。

医療DXの活用は、患者情報の一元管理を可能とし、重複検査の回避や診断の迅速化を通じて、労災患者の早期社会復帰支援にも資するものである。また、遠隔診療の活用やAIによる画像診断支援は、地域医療の平準化および医師の業務負担軽減に寄与する可能性を有している。

当協会においては、診療報酬改定の内容を正確に把握し、医療DXの導入が労災医療の質的向上に資するよう、会員各位への情報提供および研修機会の充実を図ってまいりたい。制度と現場の乖離を最小化し、医療提供体制の持続可能性を確保するためには、医師一人ひとりの理解と実践が不可欠である。

医療制度は不断の変革を遂げている。斯かる時代において、我々医療従事者は制度の本質を見極め、患者中心の医療を堅持する姿勢を忘れてはならない。今後とも、労災医療の充実と制度的整合性の確保に向け、協会一丸となって取り組む所存である。

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

第13回定時総会

日時 令和7年7月3日(木) 午後2時～
場所 名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル9階ホール

来賓祝辞

愛知労働局長 小林 洋子

本日ここに、一般社団法人愛知県労災指定医協会第13回定時総会が、このように盛大に開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

また、貴協会並びに本日ご出席の会員の皆様におかれましては、日頃から労働行政の運営、とりわけ労災補償行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本総会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

まず、愛知の労働行政を取り巻く情勢について申し上げます。県内の雇用情勢を見ますと、本年5月の有効求人倍率は1.32倍で、前月から0.03ポイント減少し、5ヶ月ぶりの減少となっております。また、先行指標である新規求人倍率は2.41倍で、前月から0.06ポイント減少し、こちらは2ヶ月ぶりの減少となっております。

こうした状況なども踏まえ、雇用情勢に係る基調判断ですが、「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつありますが、一部には改善の動きが弱まっており、また、原材料価格やエネルギー価格の高騰や、アメリカのトランプ関税措置等が経済や雇用に与える影響にも注視する必要があると考えております。このため、愛知労働局におきましては、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援」「人材確保支援、リ・スキリングの推進」「多様な人材の活用促進と職場環境改善に向けた取組」を行政運営方針の3つの柱に据え、積極的に行政運営を推進しています。

次に、医師の関係では、令和6年4月から、これまで適用が猶予されていた医師等についても、時間外・休日労働の上限規制の適用が開始されております。愛知労働局としましては、法の円滑な施行と、医師を含めた医療従事者の勤務環境改善に向け、愛知県医療勤務環境改善支援センターと連携し、法の周知や支援に取り組んでいく所存です。引き続き、貴協会のご協力を賜れば幸いです。

また、労災保険給付に結びつく労働災害の発生状況をみますと、愛知労働局管内における新型コロナ

ウイルス感染症を除く令和6年の労働災害による死亡者数等は、死亡者数が34名と前年より1名減少した一方で、休業4日以上之死傷者数が8,147名と前年より330名増加という結果になったところです。

労災保険制度は、被災者に対して迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付、社会復帰の促進等を行い、セーフティネットとしての役割を担っています。このため、労働災害で被災した場合には、医療機関において速やかに治療を受け、リハビリや職場復帰のための指導を受けることが非常に重要です。

その中で労災保険指定医療機関制度は、被災者が一時的にせよ経済的負担を被ることなく速やかに治療が受けられることで、被災者が安心して治療に専念できる仕組みとして、被災者の迅速な社会復帰に不可欠なものです。愛知県内には、本年5月末現在で1,934の労災指定医療機関があり、この制度を適正に運営するため、貴協会並びに会員の皆様方には多大なるご尽力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

また、当局の労災診療費協議会に、貴協会から多数の委員の推薦をいただいております。毎回、貴重な医学的意見を頂戴することで、労災診療費の審査事務も円滑に進んでおります。今後も引き続き、適正な労災診療費の支払いのため、ご協力をお願いいたします。

さらに、平成26年2月から開始された電子レセプトのオンライン請求につきましては、貴協会のご支援により、本年4月末現在468の医療機関でご利用いただいております。今後も積極的に利用勧奨に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

結びに、一般社団法人愛知県労災指定医協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

議 事

- 第1号議案 令和6年度会務の報告
- 第2号議案 令和6年度財務諸表に関し承認を求める件
- 第3号議案 令和7年度事業計画に係る報告
- 第4号議案 令和7年度収支予算書に係る報告
- 第5号議案 理事及び監事の選任に関し承認を求める件

※会員総数1,196名（令和7年7月3日現在）、出席会員679名（うち委任状提出者656名）であり過半数以上により成立。

第1号議案「会務の報告」から第5号議案「理事の選任に関し承認を求める件」の議案すべてにおいて、報告、承認がなされ閉会しました。

会務報告

(庶務・事業報告)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

令和6年度の会務について、下記のとおり報告します。

I. 庶務に関する事項

1. 会員数について（令和7年3月31日現在）

会員数 1,196 （入会：12 退会：30）

（会員内訳）

地区	種別	令和6年度			地区	種別	令和6年度		
		入会	退会	会員数			入会	退会	会員数
名古屋地区	千種区	1	1	34	尾張地区	北名古屋			10
	東区			9		清須市			14
	北区		3	30		西春日井郡			1
	西区		1	28		犬山市			15
	中村区	1	1	33		江南市			16
	中区	1		24		丹羽郡	1	1	14
	昭和区		2	20		愛西市			9
	瑞穂区		2	23		あま市	1		14
	熱田区			16		弥富市			6
	中川区			46		海部郡			13
	港区			23		大府市			15
	南区			32		知多市			10
	守山区	1		28		常滑市			9
	緑区	1		35		知多郡			17
	名東区		2	25	東三河地区	豊橋市		1	56
	天白区			27		豊川市	1		25
尾張地区	一宮市	1	2	52		新城市			14
	稲沢市	1	1	29		田原市		1	7
	瀬戸市		1	23		北設楽郡			3
	尾張旭市			17		藤岡市			11
	長久手市		1	10	西三河地区	岡崎市			58
	半田市			19		額田郡			4
	春日井市		1	48		西尾市		2	18
	津島市			9		碧南市	1		13
	小牧市		2	22		刈谷市			22
	東海市			11		知立市			9
	碧南市			7		高浜市			6
	豊明市			10		安城市		2	19
	日進市		2	13		豊田市	1	1	51
	愛知郡			7		みよし市			7
合 計					1 2 3 0 1,196				

2. 会務に関する主たる会議

(1)第12回定時総会

日時 令和6年7月4日(木)

場所 昭和ビル9階ホール

議事

- ①令和5年度会務の報告
- ②令和5年度財務諸表に関し承認を求める件
- ③令和6年度事業計画に係る報告
- ④令和6年度収支予算書に係る報告
- ⑤理事及び監事の選任に関し承認を求める件

(2)理事会

計10回開催 議事・詳細は省略

(3)常任理事会

計4回開催 議事・詳細は省略

(4)その他の会議

愛知県損害保険医療協議会専門委員会

第1回 令和6年7月4日(木)

①苦情処理申立て状況について

②その他

第2回 令和7年3月6日(木)

①苦情処理申立て状況について

②自賠責保険研修会について

③その他

II. 事業に関する事項

1. 事業場衛生管理者の教育・指導
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓発指導
3. 学術講演会
4. 労災診療費算定実務研修会
5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導
6. 労災診療費の受領委任
7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援
9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策
10. 労働保険事務組合事業
11. 会報の発行（ホームページ掲載）
12. 労働災害の対応

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	54,445,514	46,874,234	7,571,280
未収金	102,461	93,504	8,957
仮払金	0	0	0
流動資産合計	54,547,975	46,967,738	7,580,237
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	5,041,049	4,110,967	930,082
特定資産合計	5,041,049	4,110,967	930,082
(2) その他固定資産			
什器備品	227,410	262,294	-34,884
ソフトウェア	184,250	257,950	-73,700
電話加入権	84,693	84,693	0
その他固定資産合計	496,353	604,937	-108,584
固定資産合計	5,537,402	4,715,904	821,498
資産合計	60,085,377	51,683,642	8,401,735
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
未払費用	1,617,303	1,459,853	157,450
前受金	0	0	0
預り金	257,596	210,262	47,334
仮受金	36,360	25,872	10,488
流動負債合計	1,911,259	1,695,987	215,272
2. 固定負債			
役員退職引当金	3,079,716	2,650,317	429,399
職員退職引当金	1,961,333	1,460,650	500,683
固定負債合計	5,041,049	4,110,967	930,082
負債合計	6,952,308	5,806,954	1,145,354
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	53,133,069	45,876,688	7,256,381
正味財産合計	53,133,069	45,876,688	7,256,381
負債及び正味財産合計	60,085,377	51,683,642	8,401,735

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

 一般社団法人 愛知県労災指定医協会
 (単位:円)

貸借対照表科目		場所等	使用目的等	金額
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			54,445,514
	現金	手元保管金	運転資金として	76,027
	預金	普通預金	運転資金として	54,369,487
	未収金			102,461
	仮払金			0
流動資産合計				54,547,975
2 固定資産				
(1) 特定資産				
	退職給付引当資産			5,041,049
	役員退職積立預金		役員の退職金支払いに備えている	3,079,716
	職員退職積立預金		職員の退職金支払いに備えている	1,961,333
(2) その他固定資産				
	什器備品		家具一式、パソコン	227,410
	ソフトウェア		給与ソフト	184,250
	電話加入権 1台			84,693
固定資産合計				5,537,402
資 産 合 計				60,085,377
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払費用			1,617,303
	預り金		所得税、社会保険料、住民税等	257,596
	前受金			0
	仮受金			36,360
流動負債合計				1,911,259
2 固定負債				
	役員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	3,079,716
	職員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	1,961,333
固定負債合計				5,041,049
負 債 合 計				6,952,308
正 味 財 産				53,133,069

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動収支の部			
1. 事業活動収支			
(常収益経			
特定 資 産 通 用 益	2,219	41	2,178
定特 資 産 受 取 利 息	2,219	41	2,178
受 取 入 会 金	110,000	60,000	50,000
受 取 入 会 金	110,000	60,000	50,000
受 取 取 入 会 金 費	10,926,000	10,998,000	-72,000
受 取 取 入 会 費	10,926,000	10,998,000	-72,000
事 業 収 益	4,313,960	4,530,990	-217,030
災保険情報 センター 受 取 研修助成金	793,960	810,990	-17,030
災保険情報 センター 受 取 事業協力金	1,270,000	1,470,000	-200,000
知 県 外 医 科 医 会 受 取 事業協力金	700,000	700,000	0
知 県 整 形 外 科 医 会 受 取 事業協力金	1,000,000	1,000,000	0
知 女 醫 師 の 会 受 取 事業協力金	550,000	550,000	0
受 取 負 担 金	15,656,850	15,162,840	494,010
取 受 事 業 運 営 負 担 金	15,656,850	15,162,840	494,010
委 託 事 業 収 益	3,256,000	2,490,400	765,600
募 組 合 委 託 費	3,256,000	2,490,400	765,600
雑 受 取 利 益	5,980,252	3,240,989	2,739,263
部 医 師 共 済 会 受 取 事務費	35,953	513	35,440
医 師 会 負 担 金	262,943	344,337	-81,394
雑 収 益	4,993,138	2,112,000	2,881,138
業活動収入計	40,245,281	36,483,260	3,762,021
(業活動支出			
事 業 費	6,338,044	6,156,071	181,973
給 料 手 当	4,529,249	4,403,007	126,242
福 利 厚 生 費	670,764	679,869	-9,105
旅 費 交 通 費	120,220	116,580	3,640
通 信 運 搬 費	144,414	137,934	6,480
減 価 却 費	73,700	73,700	0
消 耗 品 費	39,830	29,906	9,924
賃 借 料	19,536	19,536	0
租 税 公 課	72,411	16	72,395
支 払 手 数 料	1,320	1,459	-139
委 託 費	528,000	528,000	0
雑 費	138,600	166,064	-27,464
管 理 費	26,650,856	20,818,963	5,831,893
給 料 手 当	14,456,254	10,405,747	4,050,507
退 職 給 付 費 用	1,001,882	36	1,001,846
福 利 厚 生 費	2,523,565	1,891,668	631,897
会 議 費	53,375	72,110	-18,735
旅 費 交 通 費	1,744,410	1,809,670	-65,260
通 信 運 搬 費	1,081,532	1,280,751	-199,219
減 価 却 費	281,284	40,235	241,049
消 耗 品 費	304,022	600,063	-296,041
印 刷 製 本 費	834,509	832,214	2,295
光 熱 水 料 費	70,777	60,642	10,135
賃 借 料	1,073,885	1,081,585	-7,700
諸 謝 金	430,000	440,000	-10,000
租 税 公 課	25,429	81,563	-56,134
支 払 手 数 料	989,307	710,985	278,322
支 払 負 担 金	27,386	48,220	-20,834
委 託 費	1,221,000	1,147,300	73,700
雑 費	532,239	316,174	216,065
業活動支出計	32,988,902	26,975,034	6,013,866
評価損益等調整前当期経常増減額	7,256,381	9,508,226	-2,251,845
償損益等評	0	0	0
期経常増減額	7,256,381	9,508,226	-2,251,845
2. 経常外増減の部			
(常外収益			
常外収益計	0	0	0
(常外費損			
常外費損計	0	0	0
期経常外増減額	0	0	0
期一般正味財産増減額	7,256,381	9,508,226	-2,251,845
般正味財産期首残高	45,875,688	36,462,950	9,412,738
般正味財産期末残高	53,132,069	45,971,176	7,160,893
指定正味財産増減の部			
取補助金等	0	0	0
受取国庫助成金	0	0	0
期指定正味財産増減額	0	0	0
定正味財産期首残高	0	0	0
定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	53,132,069	45,971,176	7,160,893

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 平成24年度から公益法人会計基準(平成20年4月1日内閣府公益認定等委員会)を採用して

- (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。
無形固定資産 定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準

役員退職引当金 役員退職規定に則り積み立てている。
退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

- (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

- (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
役員退職引当資産	2,650,317	501,199	71,800	3,079,716
職員退職引当資産	1,460,650	500,683	0	1,961,333
小 計	4,110,967	1,001,882	71,800	5,041,049
合 計	4,110,967	1,001,882	71,800	5,041,049

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち般正味財産からの充 当額)	(うち負債に対応する)
特定資産		()	()	()
役員退職引当資産	3,079,716	()	()	(3,079,716)
職員退職引当資産	1,961,333	()	()	(1,961,333)
小 計	5,041,049	(0)	(0)	(5,041,049)
合 計	5,041,049	(0)	(0)	(5,041,049)

5. 担保に供している資産
該当事項なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	1,600,270	1,372,860	227,410
ソ フ ト ウ ェ ア	368,500	184,250	184,250
合 計	1,600,270	1,557,110	411,660

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
研修助成金	労災保険情報センター	0	793,960	793,960	0	-
事業協力金	労災保険情報センター	0	1,270,000	1,270,000	0	-
事業協力金	愛知県外科医会	0	700,000	700,000	0	-
事業協力金	愛知県整形外科医会	0	1,000,000	1,000,000	0	-
事業協力金	愛知女性医師の会	0	550,000	550,000	0	-
合 計		0	4,313,960	4,313,960	0	

8. 重要な後発事象
該当事項なし

9. その他
該当事項なし

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記 4 . 基本財産及び特定資産増減及びその残高に記載していますので
付属明細書の記載を省略しています。

2. 引当金の明細

(単位：円)

名 称	期 首 残 高	当 期 繰 入 額	当 期 取 崩 額	期 末 残 高
退職給付引当金	4,110,967	1,001,882	71,800	5,041,049

事業報告の付属明細書

1. 該当がありません

令和6年度 監 査 報 告 書

1. 監査の範囲

令和6年度における業務執行、財産の状況、収支決算に関する会計処理について監査を実施した。

2. 監査の実施日及び日数

令和7年4月18日（1日）

3. 監査人

監 事 林 敬 一 郎
監 事 犬 飼 偉 経

4. 監査立会人

事務局長 安 達 猶 之

5. 監査事項

業務監査及び会計監査

- (1) 重要な理事会に出席のほか、事務局長から業務内容の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を受けた。
- (2) 業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を受けた。
- (3) 会計監査については、現金・金融機関に関する諸帳簿及び計算書類、附属明細書等の会計処理について特に詳細に調査した。

以上、当協定会定第22条に基づいた監査の結果、令和6年度の業務執行・財産の状況について不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する事実は認められませんでした。

また、諸帳簿等も正確に記載・処理されており、収支計算書、財産諸表及び附属諸表も正確かつ適正であることを認めましたので報告いたします。

令和7年4月18日

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

監 事

犬飼偉経

監 事

林敬一郎

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

会 長 浦 田 士 郎 殿

令和7年度事業計画

1. 事業場衛生管理者の教育・指導

日時：令和7年9月5日(金) 13:45～16:00

場所：名古屋市中村文化小劇場
(名古屋市中村区中村町茶ノ木25)

演題：「大人の発達障害」

講師：株式会社なごや産業医事務所
代表取締役・認定産業医 新井孝典 氏

2. 事業場における労働環境の整備に関する啓発指導 産業保健研修会の開催

日時：令和8年2月26日(木) 14:00～16:00

場所：栄ガスビル5階 栄ガスホール

演題：未定

講師：株式会社なごや産業医事務所
代表取締役・認定産業医 新井孝典 氏

3. 学術講演会

労災医療特別講演会

第1回

日時：令和7年10月30日(木) 14:00～16:00

場所：昭和ビル9階ホール

演題：「超高齢社会における手外科診療」

講師：名古屋大学大学院医学系研究科運動形態外
科学人間拡張手の外科学

教授 山本美知郎 先生

第2回

日時：令和8年1月15日(木) 14:00～16:00

場所：栄ガスビル5階 栄ガスホール

演題：未定

講師：公益社団法人日本海員救済会
名古屋救済会病院 院長 北川喜己 先生

4. 労災診療費算定実務研修会

愛知労働局、公益財団法人労災保険情報センターとの共催で、当協会会員を含む労災保険指定医療機関を対象に労災診療費の算定などについて説明を行う。

日時：令和7年9月19日(金) 14:00～15:50

方式：ZOOMを使用したオンライン研修

5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導

第1回 4月22日(火)

名古屋広小路ビルディング14階共用会議室

第2回 10月21日(火)

名古屋広小路ビルディング14階共用会議室

6. 労災診療費の受領委任

毎月原則25日に公益財団法人労災保険情報センター契約医療機関への労災診療費に係る銀行等口座振込(受領委任払い)を実施。

7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一

労災診療費見解統一指導委員会の開催

日時：未定

場所：愛知労働局労働基準部労災補償課

8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援

労災診療費算定基準の広報・普及、交通事故での第三者行為災害等と自賠責保険等との調整及び労災保険制度の運用に係る相談又は支援を行う。

・愛知県損害保険医療協議会専門委員会運営の事務を行う。

9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策

慶弔関係(弔電・献花等)、中医共株式会社に
よるグループ保険の機会の提供等を行う。

10. 労働保険事務組合事業

会員等の雇用保険資格取得・喪失手続き、労働保険事務手続きの負担軽減、労働保険料の3分割納付、特別加入制度等の普及を行う。

また、社会保険労務士と業務委託契約し、会員等の社会保険手続き等の代行を行う。

11. 会報の発行

第127号 令和7年10月発行予定

第128号 令和8年3月発行予定

※当協会ホームページに掲載

(活動報告→協会報)

収 支 予 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特 定 資 産 運 用	益 2,300	2,219	81
特 定 資 産 受 取	利 息 2,300	2,219	81
受 取 入 会	110,000	110,000	0
受 取 入 会	110,000	110,000	0
受 取 入 会	10,700,000	10,926,000	-226,000
受 取 入 会	10,700,000	10,926,000	-226,000
事 業 収 入	4,320,000	4,313,960	6,040
労災保険情報センター受取研修助成金	800,000	793,960	6,040
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,270,000	0
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,000,000	1,000,000	0
愛知女性医師の会受取事業協力金	550,000	550,000	0
受 取 負 担	15,700,000	15,656,850	43,150
受 取 事 業 運 営 負 担	15,700,000	15,656,850	43,150
委 託 事 業 収 入	3,256,000	3,256,000	44,000
事 務 組 合 委 託	3,300,000	3,256,000	44,000
雑 収 入	6,686,000	5,980,252	705,748
受 取 利 息	36,000	35,953	47
中 部 医 師 共 済 会 受 取 事 務 費	50,000	262,943	-212,943
医 師 会 負 担 金 収 入	5,900,000	4,993,138	906,862
雑 収 入	700,000	688,218	11,782
経常収益計	40,818,300	40,245,281	573,019
(2) 経常費用			
事 業 手 当	4,771,400	6,338,044	-1,566,644
給 料 手 当	3,200,000	4,529,249	-1,329,249
退 職 給 付 費 用	0	0	0
福 利 厚 生	470,000	670,764	-200,764
旅 費 交 通	80,000	120,220	-40,220
通 信 運 搬	145,000	144,414	586
減 価 償 却	74,000	73,700	300
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 什 器 備 品 費	40,000	39,830	170
修 繕 費	0	0	0
印 刷 製 本 費	0	0	0
光 熱 水 量 費	0	0	0
賃 借 料	20,000	19,536	464
諸 租 税 公 課	0	0	0
租 税 公 課	73,000	72,411	589
支 払 手 託 数	1,400	1,320	80
委 託 費	528,000	528,000	0
雑 費	140,000	138,600	1,400
管 理 費	27,996,000	26,650,856	1,345,144
給 料 手 当	15,900,000	14,456,254	1,443,746

退 職 給 付 費	1,000,000	1,001,882	-1,882
福 利 厚 議 生	2,500,000	2,523,565	-23,565
会 費	55,000	53,375	1,625
旅 費	1,550,000	1,744,410	-194,410
通 信 交 運	1,100,000	1,081,532	18,468
減 価 償 却	290,000	281,284	8,716
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 品	310,000	304,022	5,978
修 繕 費	0	0	0
印 刷 製 本	840,000	834,509	5,491
光 熱 水	71,000	70,777	223
賃 借 料	1,100,000	1,073,885	26,115
諸 租 税 公	450,000	430,000	20,000
支 払 手 託	30,000	25,429	4,571
支 払 負 託	1,000,000	989,307	10,693
委 託	30,000	27,386	2,614
雑 費	1,230,000	1,221,000	9,000
	540,000	532,239	7,761
経常費用計	32,767,400	32,988,900	-221,500
評価損益等調整前当期経常増減額	8,050,900	7,256,381	794,519
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	8,050,900	7,256,381	794,519
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	8,050,900	7,256,381	794,519
一般正味財産期首残高	53,133,069	45,876,688	7,256,381
一般正味財産期末残高	61,183,969	53,133,069	8,050,900
指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0		0
受取国庫助成金	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	61,183,969	53,133,069	8,050,900

一般社団法人 愛知県労災指定医協会 役員

役 職	氏 名	医療機関名
会 長	浦田 士郎	県厚生連 安城更生病院
副会長	浅井 貴裕	医療法人孝友会 孝友クリニック
	伊藤 之一	医療法人栄真会 伊藤医院
	井戸田 力	医療法人承継会 井戸田整形外科
常任理事	江口 武史	池下えぐちクリニック
	河村 英徳	カワムラ整形外科
	小出 敬之	こいで整形外科
	河野 弘	公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院
	佐藤 和郎	医療法人広徳会 佐藤病院
	寺島 照雄	医療法人寺島整形外科
理 事	阿部 守	医療法人メディライフ あべクリニック
	稲見 英樹	医療法人稲英会 稲見眼科
	大野 貴也	おおのクリニック
	奥村	奥村整形外科・ウマチクリニック
	小野 芳裕	うばこ山整形外科クリニック
	亀井 洋太郎	三ツ池整形外科
	川部 幹子	コスモス眼科
	木俣 一郎	きまた整形外科クリニック
	木村 稚佳子	医療法人知邑会 岩倉病院
	葛島 達也	医療法人くずしまクリニック
	窪田 泰浩	窪田整形外科リウマチクリニック
	後藤 学	医療法人桃源堂 後藤病院
	近藤 薫	医療法人楽生会 こんどうクリニック
	佐藤 崇	さとう整形外科
	宍戸 秀隆	宍戸整形外科
	神野 治	じんのクリニック
	鈴木 匡史	鈴木整形外科
	高柳 和男	医療法人高柳医院
	谷川 智康	医療法人遠藤外科・整形外科
	塚本 正美	朝日が丘整形外科
	勅使河原 修	みずほ通りクリニック
	中村 博司	医療法人中村整形外科
	榆 孝子	オオノ眼科クリニック
	長谷川 恒雄	あおなみクリニック
	林 浩之	医療法人一路 林整形外科
	原 龍哉	原整形外科
	細野 二郎	医療法人泉会 細野クリニック
	堀田 功一	ほった整形外科
	松岡 秀起	医療法人広至会 まつおか整形外科
	松原 明久	松原眼科岩塚クリニック
	水野 明宏	守山みずのハートクリニック
	村瀬 範高	ほてい整形外科クリニック
	安井 徹郎	医療法人やすい医院
	山本 邦雄	医療法人山武会 岡崎南病院
	山本 哲也	やまもとクリニック
監 事	犬飼 偉経	犬飼クリニック
	林 敬一郎	宮根はやしクリニック
顧 問	稲垣 善幸	
	長屋 孝美	医療法人善恵会 長屋病院
	彦坂 博	彦坂クリニック
	宮崎 秀樹	
オブザーバー	河村 英徳	カワムラ整形外科（愛知県医師会理事）

敬称略、五十音順。

愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り

令和7年7月3日(木)、一般社団法人日本損害保険協会中部支部会議室において、苦情相談事案にかかる意見交換が行われました。以下、事案を掲載します。

なお、専門委員会の運営にあたって、昨今の報道にもありますように損害保険大手4社の独占禁止法疑義による公正取引委員会の立ち入り検査を受け、一般社団法人日本損害保険協会から公益社団法人日本医師会に協力依頼（※運営上の留意点）があり、それを踏まえて行うこととなったため、各損害保険会社からの回答はなく、損保側代表幹事が各事案についてコメントを行う方式となりました。

※運営上の留意点（抜粋）

保険金支払いや各種サービスに関する意見交換を行う場合、競争領域として扱われる内容において、統一的な見解を示すことや、各社の実務や見解を比較検討できる形式での会社ごとに見解を示すことは、独占禁止法に抵触する恐れがある。

事案1

タクシーが関連する事故が発生。事故発生翌日から治療を開始、医療機関は何度も損害保険会社に同意書の提出を依頼するも、担当者は不在が多く損害保険会社から誠実な対応がなく半年近く経過した。その後治療は中止したが、同意書の提出が無いため治療費の請求が出来ないままとなっている。何度も取り上げられているが、未だにこのようなことが起きているとの問題提起。

また、タクシーが絡む事故は、タクシー側の任意保険か自賠責保険か請求先が判然としないことが多い。

同意書の提出遅延は患者に対し不利益であり、同意書の提出をもって自賠責保険等での治療開始となることをもっと患者に伝えるべきである。

将来的に同意書のIT化を進めるべきである。

〈損保側からのコメント〉

同意書の提出遅れは速やかに医療機関へ連絡するよう徹底します。同意書のIT化は、情報管理の面から慎重にならざるを得ないものと考えます。

本事例をしっかりと各社に共有して、このような事態を防止するよう周知徹底していきたいとのコメントがなされた。



ワンポイント労災診療

● 針刺し事故

Q

先日、当院の従業員がゴミ袋を処理していた際、中に入っていた注射針で手の指を刺してしまう事故が発生しました。直ちに消毒を行うと同時に、B型肝炎の予防薬免疫グロブリンとHBワクチンを投与しましたが、検査結果は6か月経過後でないといけません。今後、B型肝炎を発症した場合、労災の適用になるのでしょうか。

また、検査はいつまでに何回実施できるのでしょうか。

A

細菌やウイルス等による感染症については、業務上疾病の範囲を定めた労働基準法施行規則第35条別表第1の2（以下「別表」という。）の第6号に、次のとおり具体的に掲げられています。

1. 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
2. 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
3. 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
4. 屋外における業務による恙虫病
5. 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

医療従事者はHBVの保有者と接する機会が多く、さらに主な感染源である血液を直接取り扱うため、感染のハイリスクグループと位置づけられており、感染は注射針の刺傷によるものが最も多く、次いで吐血、咯血等による血液の付着によるものが多いとされています。

したがって、医療従事者に発症した感染症については、業務起因性、すなわち業務が感染症発症の原因であることが明らかであれば、別表第6号1に該当する業務上疾病として取り扱われることとなります。

ご質問のような事故又はこれに類する出来事が原因で、この従業員に、例えばB型肝炎ウイルスが感染し、そして不幸にしてB型肝炎が発症し加療を要する場合には、ゴミ処理中に誤って注射針を手の指に刺したという業務中の行為及びこれに類する発症を惹起せしめる出来事以外の感染が否定され、かつ、一般に45日から180日までとされる潜伏期間にも矛盾がないとされる場合には、業務中の行為又は出来事が発症の要因であるとの蓋然性が高いと考えられますので、業務起因性が認められ、別表第6号5に該当する業務上疾病として取り扱われることとなると思われます。

また、労災保険では検査実施期間として、事故直後の検査、事故から1か月後の検査、事故から2か月後の検査、事故から3か月後の検査、事故から6か月後の検査、事故から12か月後の検査が認められています。ただし、針刺し事故後、異状なく1年以上経過しての検査は、感染が考えにくいため不要としています。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

- 正社員、パート、アルバイト 雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。
- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。
- 電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！
- 口座振替納付も便利。

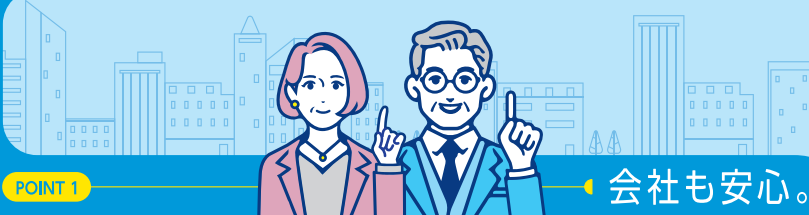
◎詳しくは、愛知労働局、最寄りの労働基準監督署又は最寄りのハローワークへご相談ください。



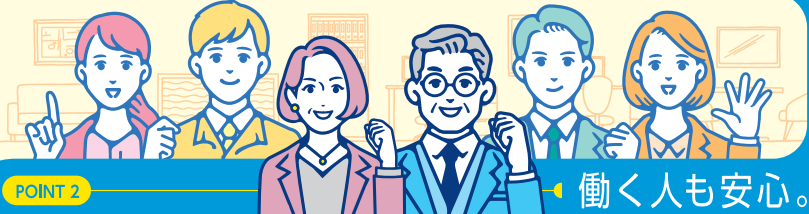
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険に入っていれば…

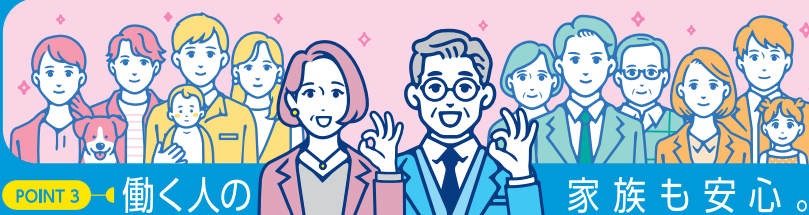
POINT 1 会社も安心。



POINT 2 働く人も安心。



POINT 3 働く人の家族も安心。



労働保険

はたらく安全、つながり安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト ▶ または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら [労働保険 口座振替納付](#)

